２－２　遵守事項

⑴　２－１に掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号。以下「省令」という。）別表第５下欄に掲げる数値を有効数字２桁以上で表示すること。

⑵　２－１に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び機器の選定にあたり製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

３　エネルギー消費効率の測定方法

⑴　１⑴のエネルギー消費効率は、次に掲げる測定方法により測定した消費電力をワット単位で表した数値を、複合理論性能（省令別表第４の上欄に掲げる電子計算機について同表の下欄に掲げるものとする。以下同じ。）をメガ演算単位で表した数値で除した数値とし、当該数値は次の式により算出するものとする。

$E=\{(W_1+W_2)／2\}／Q$

この式において、E、$(W_1+W_2)／2$、W_1、W_2及びQは次の数値を表すものとする。

E：エネルギー消費効率（単位　ワット／メガ演算）

$(W_1+W_2)／2$：消費電力（単位　ワット）

W_1：アイドル状態の消費電力（単位　ワット）

W_2：低電力モード時の消費電力（単位　ワット）

Q：複合理論性能（単位　メガ演算）

①　W_1：アイドル状態の消費電力（単位　ワット）

アイドル状態の消費電力は、主電源に通電した状態で、初期プログラムを設定し直すことなしに稼働可能な状態であって、ＡＣＰＩ規格におけるスタンバイモード、サスペンドモード等の低電力モードに移行する前の状態における消費電力とし、次に掲げる方法により測定した数値をワット単位で表したものとする。

ア　周囲温度は16℃～32℃とすること。

イ　電源電圧は定格入力電圧±10％の範囲とすること。ただし、100ボルトの定格入力電圧を有するものについては、100ボルト±10％の範囲とすること。

ウ　電源周波数は、定格周波数とすること。

エ　電子計算機の基本機能を損なうことなく電子計算機から着脱することができる入出力用制御装置、通信制御装置、磁気ディスク装置等を除外した範囲での最大の構成で測定する。ただし、プロセッサの数を拡張することが可能であるものについては、最小の構成のプロセッサの数で測定するものとする。なお、旧クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のものについては、グラフィックディスプレイ装置の電源を切って測定することができる。

②　W_2：低電力モード時の消費電力（単位　ワット）

低電力モード時の消費電力は、ＡＣＰＩ規格におけるスタンバイモード、サスペンドモード等の低電力モード（ただし、主記憶装置にプログラム及びデータが保持されている状態に限る。）における消費電力とし、次に掲げる方法により測定した数値をワット単位で表したものとする。

なお、旧サーバ型電子計算機及び低電力モードを有しない旧クライアント型電子計算機については、W_2はW_1と同じ値を用いることとする。

ア　周囲温度は16℃～32℃とすること。

イ　電源電圧は定格入力電圧±10％の範囲とすること。ただし、100ボルトの定格入力電圧を有するものについては、100ボルト±10％の範囲とすること。

ウ　電源周波数は、定格周波数とすること。

エ　電子計算機の基本機能を損なうことなく電子計算機から着脱することができる入出力用制御装置、通信制御装置、磁気ディスク装置等を除外した範囲での最大の構成で測定する。ただし、プロセッサの数を拡張することが可能であるものについては、最小の構成のプロセッサの数で測定するものとする。

⑵　１⑵及び⑶のエネルギー消費効率は、次に掲げる測定方法により測定した消費電力をワット単位で表した数値を、複合理論性能をギガ演算単位で表した数値で除した数値とし、当該数値は次の式により算出するものとする。

$E=\{(W_1+W_2)／2\}／Q$

この式において、E、$(W_1+W_2)／2$、W_1、W_2及びQは次の数値を表すものとする。

E：エネルギー消費効率（単位　ワット／ギガ演算）

$(W_1+W_2)／2$：消費電力（単位　ワット）

W_1：アイドル状態の消費電力（単位　ワット）

W_2：低電力モード時の消費電力（単位　ワット）

Q：複合理論性能（単位　ギガ演算）

①　W_1：アイドル状態の消費電力（単位　ワット）

アイドル状態の消費電力は、主電源に通電した状態で、初期プログラムを設定し直すことなしに稼働可能な状態であって、ＡＣＰＩ規格におけるスタンバイモード、サスペンドモード等の低電力モードに移行する前の状態における消費電力とし、次に掲げる方法により測定した数値をワット単位で表したものとする。

ア　周囲温度は16℃～32℃とすること。

イ　電源電圧は定格入力電圧±10％の範囲とすること。ただし、100ボルトの定格入力電圧を有するものについては、100ボルト±10％の範囲とすること。

ウ　電源周波数は、定格周波数とすること。

エ　電子計算機の基本機能を損なうことなく電子計算機から着脱することができる入出力用制御装置、通信制御装置、磁気ディスク装置等を除外した範囲での最大の構成で測定する。ただし、プロセッサの数を拡張することが可能であるものについては、最小の構成のプロセッサの数で測定するものとする。なお、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のものについては、グラフィックディスプレイ装置の電源を切って測定することができる。

②　W_2：低電力モード時の消費電力（単位　ワット）

低電力モード時の消費電力は、ＡＣＰＩ規格におけるスタンバイモード、サスペンドモード等の低電力モード（ただし、主記憶装置にプログラム及びデータが保持されている状態に限る。）における消費電力とし、次に掲げる方法により測定した数値をワット単位で表したものとする。

なお、サーバ型電子計算機及び低電力モードを有しないクライアント型電子計算機については、W_2はW_1と同じ値を用いることとする。

ア　周囲温度は16℃～32℃とすること。

イ　電源電圧は定格入力電圧±10％の範囲とすること。ただし、100ボルトの定格入力電圧を有するものについては、100ボルト±10％の範囲とすること。

ウ　電源周波数は、定格周波数とすること。

エ　電子計算機の基本機能を損なうことなく電子計算機から着脱することができる入出力用制御装置、通信制御装置、磁気ディスク装置等を除外した範囲での最大の構成で測定する。ただし、プロセッサの数を拡張することが可能であるものについては、最小の構成のプロセッサの数で測定するものとする。

附　則

１　この告示は、平成22年４月１日から施行する。

２　この告示の２の規定により行うべき表示事項等は、平成23年３月31日までは、なお従前の例によることができる。